

現在、検討を進めている（仮称）札幌市子どもの権利条例について、当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目（案）について、ご意見を募集します。

今後、皆さまからお寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を進め、条例案の全体を取りまとめ、札幌市議会に提案する予定です。また、皆さまからお寄せいただいたご意見などの概要につきましては、それらに対する札幌市の考え方と併せて、平成20年5月以降にホームページなどで公表いたします。

### 1. 意見募集期間

平成20年（2008年）2月28日（木）～3月28日（金）（30日間）

### 2. 意見の提出方法

- ・郵送の場合：次ページにある用紙を切り取り、ご意見を記入のうえ、  
のり付けしてポストに投函してください。（切手不要）
- ・FAXの場合：011-211-2943
- ・電子メールの場合：[kodomo.kenri@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.kenri@city.sapporo.jp)
- ・直接お持ちいただく場合：札幌市中央区南1条東1丁目大通バスタービル1号館3階  
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課  
受付時間 平日の8時45分～17時15分
- ・HPから送信する場合：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>  
※電話によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。  
※ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所をご記入ください。  
（ご意見などの概要を公表する際は、お名前・ご住所は公開いたしません。）

### 3. 意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市 子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課

住所：〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943 電子メール：[kodomo.kenri@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.kenri@city.sapporo.jp)

#### （参考）本資料公表場所

- ・ホームページ「子どもの権利ウェブ」：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>
- ・札幌市子ども未来局子どもの権利推進課（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスタービル1号館3階）
- ・札幌市役所本庁舎（1階ロビー、2階行政情報課）
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・その他：各区民センター、中央図書館、各地区図書館、児童会館など

※子ども用の意見募集要領もごさいます。

ご希望の方は、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課にお問い合わせください。

料金受取人私郵便

札幌支店  
承認

152

差出有効期間  
平成20年3月  
31日まで  
●切手不要

0608788

札幌市 子ども未来局  
子ども育成部 子どもの権利推進課 行  
札幌市中央区南1条東1丁目  
大通バスセンタービル1号館3階

やま折り②

みんなで考えよう!  
子どもの権利

■お問い合わせ先

札幌市 子ども未来局

子ども育成部 子どもの権利推進課

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

Eメール：kodomu.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ：「子どもの権利ウェブ」

http://www.city.sapporo.jp/kodomu/kenri/

のりしろ

(仮称)札幌市子どもの権利条例素案  
ご意見募集

子どもの権利侵害  
からの救済制度

札幌市では、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと育つことができるように、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向けての検討を進めてきました。

このたび、当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目(案)をまとめましたので、この案に対する皆さまのご意見を募集します。



■意見提出期限と提出方法

平成20年(2008年)3月28日(金)必着で、郵送・持参・FAX・電子メール等により提出してください。

※郵送の場合

- ①このページを切り取り、ご意見記入。
- ②折り線のとおり折る。
- ③のり付けし、ポストに投函。

(切手は不要です)

やま折り①

のりしろ



